

e L T A X（地方税電子申告審査システム及び国税連携システム）に係る A S Pサービス提供業務委託の調達仕様書

第1 目的

宮崎県（以下「本県」という。）は、地方税共同機構（以下「機構」という。）が承認した「認定委託先事業者」（以下「事業者」という。）が提供する共同利用型のA S Pサービスを利用することで、e L T A Xの安定した運用と対応するシステムの維持管理に係る負担軽減を図ることを目的とする。

第2 調達の範囲

下記のA S Pサービス及び運用支援サービスを調達する。また、初期導入に係る作業が必要となる場合は、初期導入業務についても調達する。

・電子申告A S Pサービス

電子申告システム及び電子申請・届出システム、地方税共通納税システムを利用する際に必要な審査システム機能（本番環境、試験環境）を有するもの。

なお、対象税目は以下のとおり。

- (1) 法人県民税
- (2) 法人事業税
- (3) 特別法人事業税（地方法人特別税を含む）
- (4) 金融所得割
- (5) 都道府県たばこ税
- (6) ゴルフ場利用税
- (7) 軽油引取税
- (8) 産業廃棄物税
- (9) 税目共通手続の対象となる税目

・国税連携A S Pサービス

国税連携に係るデータを送受信する際に必要な機能を有するもの。

・電子申告データの基幹連携機能

電子申告データの基幹連携機能によるデータ変換、データ連携等を行うもの。

第3 期間

A S Pサービス及び運用支援サービスは令和8年1月1日から令和12年12月31日までを提供期間とする。電子申告データの基幹連携機能は令和9年1月1日から令和12年12月31日までを提供期間とする。また、初期導入業務が必要となる場合は契約日から令和7年12月7日までに完了するものとし、引き続きA S Pサービス及び運用支援サービスを提供すること。

第4 事業者の要件

本調達対象のA S Pサービスで扱うデータは、納税者に関する秘匿すべき重要機密情報であることから、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策が十分に確保されることが必須であり、事業者は、次の要件を満たすこと。

(1) 認定委託先事業者

機構が事業者に必要な情報セキュリティ対策及び個人情報保護等の要件を定めた「認定委託先事業者の認定基準等に関する要綱」に適合し、機構の審査を経て認定委託先事業者としての認定を得

た事業者であること。

(2) 技術基準への準拠

「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」に準拠する基準を設定していること。

(3) 外部監査

機構が定める「認定委託先事業者監査実施要綱」に基づき、機構による外部監査を受けて情報セキュリティ対策の維持が担保されること。

(4) 個人情報保護

個人情報の保護に留意し、本県個人情報保護条例、規則、規程その他関係法令等を遵守すること。

(5) eLTAXサポート事業者

本調達に係る運用支援の業務を事業者以外の者が実施する場合は、その者が機構の審査を経て承認されたeLTAXサポート事業者であること。

第5 サービス要件

1. ASPサービス

提供するASPサービスは以下の要件を満たすこと。

(1) 機構仕様への準拠

機構が定める「審査システム仕様書」及び「国税連携システムに係る仕様書」、その関連資料における要件を満たし、eLTAXと連携して動作するものであること。

(2) LGWAN-ASPサービス登録

総合行政ネットワーク（以下「LGVAN」という。）を介してアプリケーションサービスの提供を行う、LGVAN-ASPサービスとして、地方公共団体情報システム機構に登録されていること。

(3) 基幹連携機能

本県が使用している税基幹システムに合わせたデータ変換、データ連携を行うこと。

(4) 情報提供サービス、ヘルプデスクサービスの提供

ASPサービスの操作方法、運用方法・スケジュール等に関する情報提供サービス（メール通知及びインターネット経由のファイル共有等）と、障害時や提供された情報に関する電話による問合せ対応（以下「ヘルプデスク」という。）サービスを提供すること。

(5) サービス提供時間

サービス提供時間は以下を満たすこと。

電子申告： 8:30 ~ 21:00

（土・日・祝祭日、年始年末12/29~1/3は除く。）

国税連携： 機構が定める国税連携データ受信時間に準拠し対応すること

ヘルプデスク： 8:30 ~ 18:00

（土・日・祝祭日、年始年末12/29~1/3は除く。）

(6) データ保管期間

データ保管期間は以下を満たすこと。

電子申告： 7年間

国税連携： 2年間

ログデータ： 365日間

(7) バックアップデータの適切な管理

事故や障害、災害等により本番系のデータが喪失した際にデータの復旧ができるように、毎日バックアップ処理を行い、安全な施設・設備の中で当該データを管理すること。

また、バックアップ処理におけるデータの伝送、管理にあたっては万全の情報セキュリティ対策を講じること。

2. 運用支援サービス

本県が各システムを利用するにあたり、以下の業務内容について実施すること。

(1) 業務アプリケーションの設定作業支援

機能改修等によるクライアント端末のバージョンアップについて、本県担当者が行う作業の支援を行うこと。

また、アプリケーションの再インストール作業や端末の入れ替え等による設定作業の必要があるときは、その手順等について支援を行うこと。

(2) 不具合・障害時対応

システム等の不具合及び障害発生時において、速やかに修正・復旧が可能となる体制及び本県からの要請に対応できる体制を敷き、その対応にあたること。

第6 業務の履行場所

e L T A Xの業務は各県税・総務事務所及び税務課で行う。

第7 納品物

事業者はサービス開始後、運用状況及び障害状況を毎月記録するとともに、四半期ごとに、運用実績報告書によりその結果を本県に報告すること。

第8 データ移行等作業負担

本県が登録委託先事業者等の変更等を行う場合、事業者は機構が策定した方法に従い、自らの責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

第9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本県と協議の上で行うこと。